

(新)環境に配慮した設備投資の普及促進事業

10百万円(0百万円)

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の概要

環境ビジネスの普及のために、有用なビジネス分野のすそ野を拡大すると同時に、事業者のニーズに即した環境に配慮した設備投資の促進の在り方を調査すべく設備投資案件に関する環境配慮についての専門家の評価を導入したモデル事業を実施する。

環境に配慮した設備投資案件の評価委員会の設置し、対象分野を決定
(平成18年度より3年間)

モデル事業への参加案件を公募

モデル事業実施の結果、環境保全上の効果を事後的に検証・評価
(平成19年度より3年間)

上記と平行して、環境ビジネスの分野別の有効性の調査等を実施する。

2. 事業計画

	H18	H19	H20	H21以降
環境投資推進モデル事業の実施				
環境投資推進モデル事業のフォローアップ				
環境投資分野別の有効性調査				

3. 施策の効果

モデル事業の実施及びその後のフォローアップ調査により、現状の課題を抽出し、将来の環境ビジネス普及促進施策の方向性を具体的に示す。

また、事業者が積極的に市場に参入できるように、モデル事業における環境投資分野の選定及び有効性調査の結果を提示することにより環境ビジネス発展にむけた政策誘導を図る。

中小事業者のための環境投資推進モデル事業の流れ

環境省

環境投資評価
委員会の設置

学者、金融機関、
環境NGO、行政 等

民間事業者

(原則として、中小事業者)

対象となる事業分野の決定

有識者等による
検討会

中小企業を中心とする
環境投資案件の公募
事業者向け説明会

モデル事業の公募

情報収集・検討
参加の意思決定

モデル事業の選定

環境投資評価
委員会による選定

応募

事業の実施 / 効果の検証

事業者による
事業の実施

第三者による
環境面の効果検証

事業の評価

環境投資評価委員会
による事後評価

事業者による
進捗状況報告

第三者による
環境保全状況報告

普及方策の検討